



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年9月15日火曜日 第2707号

◇ 目 次 ◇ 規 則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則..... (広報広聴課) ... 879

告 示

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報の一部改正..... (広報広聴課) ... 884

指定自立支援医療機関の指定..... (健康増進課) ... 884

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正..... (農業経済課) ... 884

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正..... (漁政課) ... 885

漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生..... (水産課) ... 887

漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅..... (") ... 887

兼用工作物の管理の方法について..... (道路建設課) ... 887

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧..... (都市計画課) ... 888

委任した指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更..... (建築住宅課) ... 888

道路の区域変更(県道石畳中山線)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 888

道路の供用開始(")..... (") ... 888

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程及び愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令..... (広報広聴課) ... 889

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... (男女参画・県民協働課) ... 892

教育委員会告示

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報の一部改正..... (教育総務課) ... 892

選挙管理委員会告示

愛媛県選挙事務執行規程の一部改正..... (選挙管理委員会) ... 893

規 則

○愛媛県規則第42号

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年9月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

第1条 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成14年愛媛県規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(書面の様式)			(書面の様式)		
第2条 次の表の左欄に掲げる書面の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。			第2条 次の表の左欄に掲げる書面の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。		
項	左 欄	右 欄	項	左 欄	右 欄
1	省略		1	省略	
2	条例第18条第1項の開示請求書	省略	2	条例第16条第1項の開示請求書	省略
3	条例第23条第1項の書面	省略	3	条例第21条第1項の書面	省略
4	条例第23条第2項の書面	省略	4	条例第21条第2項の書面	省略
5	条例第24条第2項の書面	省略	5	条例第22条第2項の書面	省略

6	条例第25条の書面	省略
7	条例第26条第1項又は第37条第1項の書面	省略
8	条例第27条第2項の書面	省略
9	条例第27条第3項の書面	省略
10	条例第32条第1項又は第40条第1項の書面	省略
11	条例第34条第1項（条例第42条において準用する場合を含む。）の書面	省略
12	条例第34条第2項（条例第42条において準用する場合を含む。）の書面	省略
13	条例第35条第2項（条例第42条において準用する場合を含む。）の書面	省略
14	条例第36条（条例第42条において準用する場合を含む。）の書面	省略

2 条例第45条の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（様式第15号）によりするものとする。

（本人等の証明に必要な書類）

第3条 条例第18条第2項（条例第28条第4項、第32条第3項及び第40条第2項において準用する場合を含む。）の実施機関が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 省略
- (2) 開示の請求等をする者が個人情報の本人の代理人である場合 当該代理人に係る前号に定める書類及び戸籍謄本又はその他の当該代理人の資格を証明するために必要な書類として知事が適当と認めるもの

（第三者の意見の聴取等）

第4条 条例第27条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1)・(2) 省略

2 条例第27条第2項の規定による通知を受けた第三者で意見を述べようとするものは、個人情報開示に係る意見書（様式第16号）を知事が指定する日までに知事に提出しなければならない。

（電磁的記録の開示の方法）

第5条 条例第28条第2項の実施機関が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる方法とする。ただし、当該方法により難しいときは、知事が適当と認める方法により行うものとする。

省略

（公文書の写しの交付の部数）

第6条 個人情報記録されている公文書（条例第28条第3項に規定する公文書を複写した物を含む。）の写しの交付の部数は、開示の請求があった個人情報記録された公文書1件につき1部とする。

（開示請求の特例）

第7条 知事は、条例第29条第1項の規定により口頭による開示請求をすることができる個人情報を定めたときは、当該個人情報の内容並びに口頭による開示請求をすることができる期間及び場所を告示するものとする。

2 条例第29条第2項の実施機関が定める書類は、当該個人情報取扱事務により開示請求に係る個人情報の本人に交付された受験票

6	条例第23条の書面	省略
7	条例第24条第1項又は第35条第1項の書面	省略
8	条例第25条第2項の書面	省略
9	条例第25条第3項の書面	省略
10	条例第30条第1項又は第37条第1項の書面	省略
11	条例第32条第1項（条例第39条において準用する場合を含む。）の書面	省略
12	条例第32条第2項（条例第39条において準用する場合を含む。）の書面	省略
13	条例第33条第2項（条例第39条において準用する場合を含む。）の書面	省略
14	条例第34条（条例第39条において準用する場合を含む。）の書面	省略

2 条例第42条の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（様式第15号）によりするものとする。

（本人等の証明に必要な書類）

第3条 条例第16条第2項（条例第26条第4項、第30条第3項及び第37条第2項において準用する場合を含む。）の実施機関が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 省略
- (2) 開示の請求等をする者が個人情報の本人の法定代理人である場合 当該法定代理人に係る前号に定める書類及び戸籍謄本又はその他の当該法定代理人の資格を証明するために必要な書類として知事が適当と認めるもの

（第三者の意見の聴取等）

第4条 条例第25条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1)・(2) 省略

2 条例第25条第2項の規定による通知を受けた第三者で意見を述べようとするものは、個人情報開示に係る意見書（様式第16号）を知事が指定する日までに知事に提出しなければならない。

（電磁的記録の開示の方法）

第5条 条例第26条第2項の実施機関が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる方法とする。ただし、当該方法により難しいときは、知事が適当と認める方法により行うものとする。

省略

（公文書の写しの交付の部数）

第6条 個人情報記録されている公文書（条例第26条第3項に規定する公文書を複写した物を含む。）の写しの交付の部数は、開示の請求があった個人情報記録された公文書1件につき1部とする。

（開示請求の特例）

第7条 知事は、条例第27条第1項の規定により口頭による開示請求をすることができる個人情報を定めたときは、当該個人情報の内容並びに口頭による開示請求をすることができる期間及び場所を告示するものとする。

2 条例第27条第2項の実施機関が定める書類は、当該個人情報取扱事務により開示請求に係る個人情報の本人に交付された受験票

又はその他の個人情報の本人であることを証明するために必要な書類として知事が適当と認めるものとする。

3 条例第29条第3項の規定による個人情報の開示は、閲覧によるものとする。

(実施状況の公表)

第9条 条例第51条の規定による公表は、愛媛県報によるものとする。

様式第1号(第2条関係) 個人情報取扱事務登録簿

省略		
個人情報 情報の記 録項 目	基本的事 項	個人番号 識別番号 氏名 性別 生年月日・年齢 住所 電話番号 国籍・本籍 その他()
	省略	
	省略	

注 省略

様式第2号(第2条関係) 個人情報開示請求書

省略		
本人の状況等(代 理人による請 求の場合に記入し てください。)	本人の 状況	省略 成年被後見人 その他(特定個人情報の開示請 求をする場合に限る。)
	省略	
省略		
本人又は代理人の 確認		省略
代理人の資格確認		省略
省略		
記入上の注意 1~4 省略 5 代理人が請求する場合には、代理人に係る4 の書類及び戸籍謄本又はその他の代理人の資格を証 明するために必要な書類として知事が適当と認めるもの を提出し、又は提示してください。		

様式第3号(第2条関係) 個人情報開示決定通知書

様式第3号(その1)

省略
注意 1・2 省略 3 代理人が開示を受ける場合には、代理人に係 る2の書類及び戸籍謄本又はその他の代理人の資格 を証明するために必要な書類として知事が適当と認める ものを提出し、又は提示してください。 4 省略

注 省略

様式第3号(その2)

省略
注意 1・2 省略

又はその他の個人情報の本人であることを証明するために必要な書類として知事が適当と認めるものとする。

3 条例第27条第3項の規定による個人情報の開示は、閲覧によるものとする。

(実施状況の公表)

第9条 条例第48条の規定による公表は、愛媛県報によるものとする。

様式第1号(第2条関係) 個人情報取扱事務登録簿

省略		
個人 情報の記 録項 目	基本的事 項	識別番号 氏名 性別 生年月日・年齢 住所 電話番号 国籍・本籍 その他()
	省略	
	省略	

注 省略

様式第2号(第2条関係) 個人情報開示請求書

省略		
本人の状況等(法 定代理人による請 求の場合に記入し てください。)	本人の 状況	省略 成年被後見人
	省略	
省略		
本人又は法定代理人の 確認		省略
法定代理人の資格確認		省略
省略		
記入上の注意 1~4 省略 5 法定代理人が請求する場合には、法定代理人に係る4 の書類及び戸籍謄本又はその他の法定代理人の資格を証 明するために必要な書類として知事が適当と認めるもの を提出し、又は提示してください。		

様式第3号(第2条関係) 個人情報開示決定通知書

様式第3号(その1)

省略
注意 1・2 省略 3 法定代理人が開示を受ける場合には、法定代理人に係 る2の書類及び戸籍謄本又はその他の法定代理人の資格 を証明するために必要な書類として知事が適当と認める ものを提出し、又は提示してください。 4 省略

注 省略

様式第3号(その2)

省略
注意 1・2 省略

- 3 代理人 が開示を受ける場合には、代理人 に係る2の書類及び戸籍謄本又はその他の代理人 の資格を証明するために必要な書類として知事が適当と認めるものを提出し、又は提示してください。
- 4 省略

注 省略

様式第6号（第2条関係） 個人情報開示決定等期間特例延長通知書

省略	
愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号。以下「条例」という。）第25条の規定により、開示決定等の期間を延長します。	
省略	
条例第24条第1項の延長前の期間	省略
条例第24条第2項の延長後の期間	省略
開示請求に係る個人情報のうち条例第24条第2項の延長後の期間内に開示決定等をする部分	
省略	
条例第25条を適用する理由	
省略	

様式第8号（第2条関係） 個人情報開示に係る通知・意見照会書

省略	
次の個人情報の開示について、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号。以下「条例」という。）第27条第2項の規定により意見を求めますので、個人情報開示に係る意見書（知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成14年愛媛県規則第1号）様式第16号）により回答してください。	
省略	
公文書に記録されている条例第27条第2項に規定する情報の内容	
省略	

注 省略

様式第9号（第2条関係） 個人情報開示決定をした旨の通知書

省略	
公文書に記録されている条例第27条第1項又は第2項に規定する情報の内容	
省略	

様式第10号（第2条関係） 個人情報訂正（利用停止）請求書

省略		
本人の状況等（代理人 による請求の場合に記入してください。）	本人の状況	省略 成年被後見人 その他（特定個人情報の訂正（利用停止）請求をする場合に限る。）
	省略	
省略		

- 3 法定代理人が開示を受ける場合には、法定代理人に係る2の書類及び戸籍謄本又はその他の法定代理人の資格を証明するために必要な書類として知事が適当と認めるものを提出し、又は提示してください。
- 4 省略

注 省略

様式第6号（第2条関係） 個人情報開示決定等期間特例延長通知書

省略	
愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号。以下「条例」という。）第23条の規定により、開示決定等の期間を延長します。	
省略	
条例第22条第1項の延長前の期間	省略
条例第22条第2項の延長後の期間	省略
開示請求に係る個人情報のうち条例第22条第2項の延長後の期間内に開示決定等をする部分	
省略	
条例第23条を適用する理由	
省略	

様式第8号（第2条関係） 個人情報開示に係る通知・意見照会書

省略	
次の個人情報の開示について、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号。以下「条例」という。）第25条第2項の規定により意見を求めますので、個人情報開示に係る意見書（知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成14年愛媛県規則第1号）様式第16号）により回答してください。	
省略	
公文書に記録されている条例第25条第2項に規定する情報の内容	
省略	

注 省略

様式第9号（第2条関係） 個人情報開示決定をした旨の通知書

省略	
公文書に記録されている条例第25条第1項又は第2項に規定する情報の内容	
省略	

様式第10号（第2条関係） 個人情報訂正（利用停止）請求書

省略		
本人の状況等（法定代理人による請求の場合に記入してください。）	本人の状況	省略 成年被後見人
	省略	
省略		

本人又は代理人の 確認	省略
代理人の資格確認	省略
省略	
記入上の注意	
1～4 省略	
5 代理人が請求する場合には、代理人に係る4の書類及び戸籍謄本又はその他の代理人の資格を証明するために必要な書類として知事が適当と認めるものを提出し、又は提示してください。	
6 省略	

注 省略

様式第14号（第2条関係） 個人情報訂正（利用停止）決定等期間特例延長通知書

省略	
愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号。以下「条例」という。）第36条（第42条において準用する条例第36条）の規定により、訂正（利用停止）決定等の期間を延長します。	
省略	
条例第35条第1項（第42条において準用する条例第35条第1項）の延長前の期間	省略
条例第35条第2項（第42条において準用する条例第35条第2項）の延長後の期間	省略
訂正（利用停止）請求に係る個人情報のうち条例第35条第2項（第42条において準用する条例第35条第2項）の延長後の期間内に訂正（利用停止）決定等をする部分	
省略	
条例第36条（第42条において準用する条例第36条）を適用する理由	
省略	

注 省略

本人又は法定代理人の 確認	省略
法定代理人の資格確認	省略
省略	
記入上の注意	
1～4 省略	
5 法定代理人が請求する場合には、法定代理人に係る4の書類及び戸籍謄本又はその他の法定代理人の資格を証明するために必要な書類として知事が適当と認めるものを提出し、又は提示してください。	
6 省略	

注 省略

様式第14号（第2条関係） 個人情報訂正（利用停止）決定等期間特例延長通知書

省略	
愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号。以下「条例」という。）第34条（第39条において準用する条例第34条）の規定により、訂正（利用停止）決定等の期間を延長します。	
省略	
条例第33条第1項（第39条において準用する条例第33条第1項）の延長前の期間	省略
条例第33条第2項（第39条において準用する条例第33条第2項）の延長後の期間	省略
訂正（利用停止）請求に係る個人情報のうち条例第33条第2項（第39条において準用する条例第33条第2項）の延長後の期間内に訂正（利用停止）決定等をする部分	
省略	
条例第34条（第39条において準用する条例第34条）を適用する理由	
省略	

注 省略

第2条 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（書面の様式）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 条例第46条の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（様式第15号）によりするものとする。</p> <p>（実施状況の公表）</p> <p>第9条 条例第52条の規定による公表は、愛媛県報によるものとする。</p>	<p>（書面の様式）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 条例第45条の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（様式第15号）によりするものとする。</p> <p>（実施状況の公表）</p> <p>第9条 条例第51条の規定による公表は、愛媛県報によるものとする。</p>

附 則

- この規則は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号の政令で定める日から施行する。
- この規則施行の際現に提出されている第1条の規定による改正前の知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則様式第2号の規定によ

る個人情報開示請求書及び様式第10号の規定による個人情報訂正（利用停止）請求書は、同条の規定による改正後の知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則様式第2号の規定による個人情報開示請求書及び様式第10号の規定による個人情報訂正（利用停止）請求書とみなす。

告 示

○愛媛県告示第1136号

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報（平成14年3月愛媛県告示第701号）の一部を次のように改正し、平成27年10月5日から施行する。

平成27年 9月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定により、口頭による開示請求をすることができる個人情報を次のとおり定め、平成14年4月1日から施行する。	愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定により、口頭による開示請求をすることができる個人情報を次のとおり定め、平成14年4月1日から施行する。

○愛媛県告示第1137号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成27年 9月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
さいとう脳神経外科	新居浜市寿町11番41号	齋藤 正裕	精神通院医療	平成27年 9月1日
エンジェル薬局宮川店	四国中央市三島宮川4丁目4番9号	株式会社エンジェルファミリー	精神通院医療 （薬局）	平成27年 9月1日
エンジェル薬局川之江井地店	四国中央市川之江町331番地1	株式会社エンジェルファミリー	精神通院医療 （薬局）	平成27年 9月1日
レディ薬局新居浜中央店	新居浜市寿町11番48号	株式会社レディ薬局	精神通院医療 （薬局）	平成27年 9月1日
ていれぎ薬局	松山市来住町1389番地1	愛ファーマシー株式会社	精神通院医療 （薬局）	平成27年 9月1日

○愛媛県告示第1138号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成27年8月19日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成27年 9月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
（利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率） 第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。	（利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率） 第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。				
<table border="1"> <tr> <td>農業近代化資金</td> <td>利子補給率</td> </tr> </table>	農業近代化資金	利子補給率	<table border="1"> <tr> <td>農業近代化資金</td> <td>利子補給率</td> </tr> </table>	農業近代化資金	利子補給率
農業近代化資金	利子補給率				
農業近代化資金	利子補給率				

の種類	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	の種類	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年1分2厘5毛	年1分2厘5毛	年4厘5毛	1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年1分2厘5毛	年1分2厘5毛	年4厘
2～5 省略				2～5 省略			
6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）		年1分2厘5毛	年4厘5毛	6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）		年1分2厘5毛	年4厘
7 省略				7 省略			

○愛媛県告示第1139号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第881号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成27年8月19日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成27年9月15日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)
第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。

(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)
第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。

漁業近代化資金の種類	利 子 補 給 率				
	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。))に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。))に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第6号まで及び第10号に掲げる者(同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。))に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者(同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。))に貸し付ける場合
1・2 省略					
3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油water供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金(漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。)	同上	同上	同上	年4厘5毛	年4厘5毛

漁業近代化資金の種類	利 子 補 給 率				
	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。))に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。))に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第6号まで及び第10号に掲げる者(同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。))に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者(同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。))に貸し付ける場合
1・2 省略					
3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油water供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金(漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。)	同上	同上	同上	年4厘	年4厘

4～6 省略					
7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			同上	年4厘 5毛	年4厘 5毛
8 省略					

4～6 省略					
7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			同上	年4厘 —	年4厘 —
8 省略					

○愛媛県告示第1140号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成27年 9月15日

愛媛県知事 中村 時 広

（中予地方局産業経済部管内）

中島加入区

○愛媛県告示第1141号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成23年 9月愛媛県告示第1104号）による保険に付すべき義務は、平成27年 9月14日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成27年 9月15日

愛媛県知事 中村 時 広

（中予地方局産業経済部管内）

中島加入区

○愛媛県告示第1142号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定により、道路と他の工作物との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成27年 9月15日

愛媛県知事 中村 時 広

- 道路の種類及び路線名
一般県道興居島循環線
- 他の工作物の名称
泊漁港海岸保全施設
- 兼用工作物の位置
松山市泊町953番3地先から同969番2地先まで
- 兼用工作物の管理を行う者の氏名及び住所
海岸管理者 松山市長 野志 克仁
住所 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2
道路管理者 愛媛県知事 中村 時広
住所 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
- 管理の内容
 - 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については、海岸管理者が行うものとする。
 - 兼用工作物の災害復旧は、次の各号に掲げる者が行うものとする。ただし、第1号又は第2号に掲げる場合においても、特に緊急に災害復旧を行う等の必要があるときは、その都度協議

して定めるところにより、海岸管理者又は道路管理者がこれを行うものとする。

一 もっぱら道路専用施設に係る場合 道路管理者

二 もっぱら道路専用施設以外の部分に係る場合 海岸管理者

(3) 前2項の規定によるほか、海岸法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は海岸管理者が、道路法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は道路管理者が行うものとする。

6 管理の期間

平成27年9月15日から当該路線を廃止する日又は海岸の公用を廃止する日まで

○愛媛県告示第1143号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、新居浜都市計画公園の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成27年 9月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第1144号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があった。

平成27年 9月15日

○愛媛県告示第1145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 9月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	石畳中山線	喜多郡内子町袋口590番2	旧	メートル 9.9～10.5	キロメートル 0.039	
			新	9.9～14.0	0.039	

○愛媛県告示第1146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のよう開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 9月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	石畳中山線	喜多郡内子町袋口590番2	平成27年 9月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 名称及び住所

株式会社建築構造センター

東京都新宿区新宿一丁目8番1号大橋御苑駅ビル6階

2 変更する構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

(1) 変更前

名 称	事務所の所在地
省 略	
神 奈 川 事 務 所	神奈川県横浜市西区北幸2丁目3番19号日総第8ビル8階
愛 知 事 務 所	愛知県名古屋市中区栄4丁目14番2号久屋パークビル7階
省 略	

(2) 変更後

名 称	事務所の所在地
省 略	
神 奈 川 事 務 所	神奈川県横浜市西区北幸2丁目3番19号日総第8ビル8階
長 野 事 務 所	長野県長野市南県町1082番地K O Y O南県町ビル5階
愛 知 事 務 所	愛知県名古屋市中区栄4丁目14番2号久屋パークビル7階
省 略	

3 変更年月日

平成27年 9月 5日

訓 令

○愛媛県訓令第17号

庁 中 一 般
地 方 局

愛媛県庁事務決裁規程及び愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 9月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程及び愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前						
別表第1(第4条関係)						別表第1(第4条関係)						
知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項						知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項						
事務の 種 類	事 項	決裁区分				知 事	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
		部 長	局 長	課 長	主 幹				部 長	局 長	課 長	主 幹
1~4 省略						1~4 省略						
5 愛媛 県個人 情報保 護条例 の施行 に關す る事務	1 省略					5 愛媛 県個人 情報保 護条例 の施行 に關す る事務	1 省略					
	2 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会の意見の聴取(第7条第3項第4号、第8条第2項第7号、第3項第3号、第9条第6号、第12条第2項第4号)						2 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会の意見の聴取(第7条第3項第4号、第8条第2項第7号、第3項第3号、第9条第6号、第10条第2項第4号)					
	3 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定(第23条、第27条第3項、第34条、第42条)						3 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定(第21条、第25条第3項、第32条、第39条)					
	4 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る期間の延長等(第24条第2項、第25条、第35条第2項、第36条、第42条)						4 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る期間の延長等(第22条第2項、第23条、第33条第2項、第34条、第39条)					
	5 個人情報の開示及び訂正の請求に係る事案の移送(第26条第1項、第37条第1項)						5 個人情報の開示及び訂正の請求に係る事案の移送(第24条第1項、第35条第1項)					
	6 個人情報の開示の請求に対する決定に係る第三者の意見の聴取(第27条第1項、第2項)						6 個人情報の開示の請求に対する決定に係る第三者の意見の聴取(第25条第1項、第2項)					
	7 口頭により開示請求ができる個人情報の決定(第29条第1項)						7 口頭により開示請求ができる個人情報の決定(第27条第1項)					

	8 個人情報の提供先への通知(第38条)					—
	9 個人情報の開示の請求等に対する決定に係る不服申立て等に関する事。					
	(1) 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会への諮問等(第44条、第45条)					
	(2) 第三者に対する通知(第27条第3項、第47条)					
6~27 省略						

備考 1~6 省略

7 県民環境部防災局に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「防災安全統括部長」とする。

(1)~(3) 省略

(4) 5の部2の項、7の項及び9の項(1)

(5)~(18) 省略

8~13 省略

	8 個人情報の開示の請求等に対する決定に係る不服申立て等に関する事。					
	(1) 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会への諮問等(第41条、第42条)					
	(2) 第三者に対する通知(第25条第3項、第44条)					
6~27 省略						

備考 1~6 省略

7 県民環境部防災局に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「防災安全統括部長」とする。

(1)~(3) 省略

(4) 5の部2の項、7の項及び8の項(1)

(5)~(18) 省略

8~13 省略

第2条 愛媛県庁事務決裁規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前						
別表第1(第4条関係) 知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項							別表第1(第4条関係) 知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項						
事務の種類	事項	決裁区分					事務の種類	事項	決裁区分				
		知事	専決者						知事	専決者			
			部長	局長	課長	主幹				部長	局長	課長	主幹
1~4 省略						1~4 省略							
5 愛媛県個人情報保護条例の施行に関する事務	1~8 省略						5 愛媛県個人情報保護条例の施行に関する事務	1~8 省略					
	9 個人情報の開示の請求等に対する決定に係る不服申立て等に関する事。							9 個人情報の開示の請求等に対する決定に係る不服申立て等に関する事。					
	(1) 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会への諮問等(第45条、第46条)							(1) 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会への諮問等(第44条、第45条)					
	(2) 第三者に対する通知(第27条第3項、第48条)						(2) 第三者に対する通知(第27条第3項、第47条)						
6~27 省略						6~27 省略							
備考 省略							備考 省略						

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第3条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

別表第1（第4条関係）

局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の 種 類	事 項	決裁区分			
		局 長	専 決 者		
			部 長	課 長	主 幹
1・2 省 略					
3 愛媛県 個人情報 保護条例 の施行に 関する事 務	1 省略				
	2 個人情報の開示、訂正及 び利用停止の請求に対する 決定（第23条、第27条第3 項、第34条、第42条）				
	3 個人情報の開示、訂正及 び利用停止の請求に対する 決定に係る期間の延長等 （第24条第2項、第25条、 第35条第2項、第36条、第 42条）				
	4 個人情報の開示及び訂正 の請求に係る事案の移送 （第26条第1項、第37条第 1項）				
	5 個人情報の開示の請求に 対する決定に係る第三者の 意見の聴取（第27条第1 項、第2項）				
	6 口頭により開示請求がで きる個人情報の決定（第29 条第1項）				
	7 個人情報の提供先への通 知（第38条）		—		
4～11 省 略					

備考 1 出納室におけるこの表2の部1の項から4の項まで並びに3の部1の項から5の項まで及び7の項の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「出納室長」とする。

2～8 省略

別表第6（第4条関係）

土木事務所長及びダム管理事務所長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の 種 類	事 項	決裁区分		
		所 長	専 決 者	
			課 長	主 幹
1・2 省 略				

改 正 前

別表第1（第4条関係）

局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の 種 類	事 項	決裁区分			
		局 長	専 決 者		
			部 長	課 長	主 幹
1・2 省 略					
3 愛媛県 個人情報 保護条例 の施行に 関する事 務	1 省略				
	2 個人情報の開示、訂正及 び利用停止の請求に対する 決定（第21条、第25条第3 項、第32条、第39条）				
	3 個人情報の開示、訂正及 び利用停止の請求に対する 決定に係る期間の延長等 （第22条第2項、第23条、 第33条第2項、第34条、第 39条）				
	4 個人情報の開示及び訂正 の請求に係る事案の移送 （第24条第1項、第35条第 1項）				
	5 個人情報の開示の請求に 対する決定に係る第三者の 意見の聴取（第25条第1 項、第2項）				
	6 口頭により開示請求がで きる個人情報の決定（第27 条第1項）				
4～11 省 略					

備考 1 出納室におけるこの表2の部1の項から4の項まで及び3の部1の項から5の項まで_____の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「出納室長」とする。

2～8 省略

別表第6（第4条関係）

土木事務所長及びダム管理事務所長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の 種 類	事 項	決裁区分		
		所 長	専 決 者	
			課 長	主 幹
1・2 省 略				

3 愛媛県 個人情報 保護条例 の施行に 関する事 務	1 省略				3 愛媛県 個人情報 保護条例 の施行に 関する事 務	1 省略			
	2 個人情報の開示、訂正及び 利用停止の請求に対する決定 (第23条、第27条第3項、第 34条、第42条)					2 個人情報の開示、訂正及び 利用停止の請求に対する決定 (第21条、第25条第3項、第 32条、第39条)			
	3 個人情報の開示、訂正及び 利用停止の請求に対する決定 に係る期間の延長等(第24条 第2項、第25条、第35条第2 項、第36条、第42条)					3 個人情報の開示、訂正及び 利用停止の請求に対する決定 に係る期間の延長等(第22条 第2項、第23条、第33条第2 項、第34条、第39条)			
	4 個人情報の開示及び訂正の 請求に係る事案の移送(第26 条第1項、第37条第1項)					4 個人情報の開示及び訂正の 請求に係る事案の移送(第24 条第1項、第35条第1項)			
	5 個人情報の開示の請求に対 する決定に係る第三者の意見 の聴取(第27条第1項、第2 項)					5 個人情報の開示の請求に対 する決定に係る第三者の意見 の聴取(第25条第1項、第2 項)			
	6 個人情報の提供先への通知 (第38条)	—							
4～8 省 略				4～8 省 略					
備考 省略				備考 省略					

附 則

この訓令は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号の政令で定める日から施行する。

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年9月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成27年9月7日	特定非営利活動法人花	平地 樞 亨	松山市辻町13番15号	この法人は、障害者に対して、その自立した生活を支援する活動に関する事業を行い、もって障害者の社会への参加機会の拡大を図ることを通じ、地域社会全体の利益に寄与することを目的とする。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第7号

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報(平成14年3月愛媛県教育委員会告示第3号)の一部を次のように改正し、平成27年10月5日から施行する。

平成27年9月15日

愛媛県教育委員会

教育長 井 上 正

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定により、口頭による開示請求をすることができる個人情報情報を次のとおり定め、平成14年4月1日から施行する。	愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定により、口頭による開示請求をすることができる個人情報情報を次のとおり定め、平成14年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第76号

愛媛県選挙事務執行規程（平成12年3月愛媛県選挙管理委員会告示第26号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成27年9月15日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
別記 省略 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">様式番号</th> <th style="text-align: center;">事 項</th> <th style="text-align: center;">根 拠 条 文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>選挙権を有しない者の通知</td> <td><u>令第1条の3</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2～42</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	事 項	根 拠 条 文	1	選挙権を有しない者の通知	<u>令第1条の3</u>	2～42	省略		別記 省略 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">様式番号</th> <th style="text-align: center;">事 項</th> <th style="text-align: center;">根 拠 条 文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>選挙権を有しない者の通知</td> <td><u>令第1条</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2～42</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	事 項	根 拠 条 文	1	選挙権を有しない者の通知	<u>令第1条</u>	2～42	省略	
様式番号	事 項	根 拠 条 文																	
1	選挙権を有しない者の通知	<u>令第1条の3</u>																	
2～42	省略																		
様式番号	事 項	根 拠 条 文																	
1	選挙権を有しない者の通知	<u>令第1条</u>																	
2～42	省略																		

別記第1号様式中「第1条」を「第1条の3」に改める。